

# 中小企業を支援

## コロナ融資の借換制度など、経営の安定・向上にご活用ください

区では、区内中小企業者の方が事業資金を低金利で借り入れができるように、金融機関と東京信用保証協会の協力を得て、融資のあっせんをしています。この制度は、区が直接融資するのではなく、金融機関が区の定める条件の範囲で融資を行うものです。

借り入れにあたっては、区の紹介を受けた後、金融機関および東京信用保証協会の審査がありますので、期間に余裕を持ってお手続きください。

**コロナ融資の借換制度を開始!**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化している事を踏まえ、コロナ融資の借換制度を開始します。各制度の詳細は区ホームページをご覧ください。

**利子・保証料の補助について**

借り入れ後は、区が設定した

### 創業支援資金について

事業主でない個人の方が、新たに個人または法人として区内で創業する場合に対象となります。

また、江東区の「特定創業支援等事業」の制度を受けた方が、その証明書をもって「創業支援資金」を利用する場合には、当初の3年間に限り利子を全額補助します(利子は一旦お支払いいただきますが、翌年の5月に

## 4〜6月は狂犬病予防注射期間 必ず年1回の接種を

犬の飼い主には、狂犬病予防法で生涯1回の登録と年1回(4〜6月)の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病予防注射を忘れずに受けましょう。注射を受ける際には、動物病院に事前にお問い合わせのうえ、注射を受けてください。

※例年4月に実施している狂犬病予防定期集合注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

【至後91日以上の飼い犬登録】飼い主には、犬の登録と鑑札の交付が必要です。新しく犬を飼いはじめた方、登録がお済みでない方は保健所、区役所、各出張

まとめて補助金として交付します。

経営相談をご利用ください

土曜日や夜間にZoomでご相談ができるようになりました。ご利用の際は融資相談係までお問い合わせください。

経済課融資相談係

☎(3647)2331  
FAX(3647)8442

### 令和3年度江東区テイクアウト・デリバリー応援事業補助金受付開始

テイクアウト・デリバリーの利用を促進し、区内飲食事業者の支援につなげるため、テイクアウトやデリバリーを実施する「ことみせ」登録飲食店に対し10万円を上限として補助金を助成します。お得な割引等の消費者還元策のほか、令和3年度は容器代等も補助の対象になります。詳細は区ホームページをご覧ください。

経済課商業振興係

☎(3647)9502  
FAX(3647)8442

令和3年度 江東区中小企業融資制度(主な資金)

資金名	融資限度額	返済期間(据置)	年利(%)	利子補助率(%)	自己負担率(%)	備考
新型コロナウイルス感染症対策資金	2,000万円	9年(24か月)	1.9	1.9	0	当初2年
				1.6	0.3	3年目以降
小規模企業特別資金(一般)	2,000万円(各資金合計)	6年(6か月)	1.9	0.7	1.2	従業員数が、卸・小売業(飲食業含む)、サービス業は5人以下、製造業等は20人以下
小規模企業特別資金(小口零細企業保証制度)		6年(6か月、借換はなし)	1.9	0.7	1.2	
創業支援資金	1,000万円 1,500万円	6年(12か月)	2.1	1.8	0.3	※2
				1.9	0.2	※3
				2.1 1.8	0.0 0.3	当初3年 4年目以降 ※4
特定創業者特例	2,000万円	6年(6か月)	1.9	0.8	1.1	
設備資金	2,000万円	9年(6か月)	2.1	0.8	1.3	

◎その他の融資制度についてはお問い合わせください。  
◎上記の受付期間は、4月〜令和4年3月です。区の融資の基本的な利用条件や、各融資の詳細な利用条件等については、リーフレット・区ホームページをご確認ください。  
※1 新型コロナウイルス感染症対策資金のみ借換可能です。その他の資金は借換できません。また、同資金のみ据置き期間中の借換も可能です。  
※2 創業支援資金は、運転・設備資金合わせて2,500万円が上限です。  
※3 商店街で3か月以上空き店舗となっている物件を商店会長の推薦を受けて利用する場合、利子補助率を優遇します。  
※4 特定創業者特例は、区の特定創業支援等事業の制度を受けた方が、その証明書をもって創業支援資金を利用した場合に、借入当初から36か月間の利子を全額補助します。

## 不燃化特区における支援制度の説明会開催 4/24(土) 5/8(土)

区では、災害時に火災延焼等の危険性の高い北砂三・四・五丁目地区(北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部)を対象に、東京都から不燃化特区の指定を受け、「燃えない・燃え広がらないまち」をめざし、不燃化特区事業を実施しています。このたびは不燃化特区にお住まいの皆さんを対象として、改めて支援制度の内容をお知らせするため説明会を開催します。また、不燃化特区における建替えや除却に向けた、弁護士等による個別相談会(事前予約制)も併せて開催します。

時 4月24日(土)、5月8日(土)午後2時〜4時10分  
場 砂町区民館3階タウンホール(北砂4-7-3) 不燃化特区にお住まいの方 無料  
申 当日直接会場へ※なお、個別相談会への参加は事前予約が必要です。詳細は区ホームページをご覧ください。

地域整備課不燃化推進係

☎(3647)9491  
FAX(3647)9009

## 春の全国交通安全運動 4月6日(火)〜15日(木)

### 世界の交通安全都市TOKYOを目指して

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」をスローガンに春の全国交通安全運動が行われます。運動の重点として、左記4つの重点を定めています。

1. こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
2. 自転車の安全利用の推進
3. 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
4. 二輪車の交通事故防止

また、期間中の4月10日(土)は「交通事故ゼロを目指す日」です。交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、一

### 老朽建築物の除却助成

区では、昭和56年5月31日以前に着工した耐震性が不足する老朽木造住宅に対して、除却費用の一部を助成する制度を設けています。着工時期により、要件や手続きが異なりますので、お気軽にご相談ください。

着工の木造住宅については、区が無料で実施する簡易耐震診断で、地震に対する安全性が低いと判断されたものが対象です。

建築調整課建築防災係

☎(3647)9764  
FAX(3647)9009

東京湾岸警察署交通総務係

☎(3570)0110  
FAX(3529)2402

城東警察署交通総務係

☎(3699)0110  
FAX(3615)3570

深川警察署交通総務係

☎(3641)0110  
FAX(3641)6250

深川警察署交通総務係

☎(3647)9287  
FAX(3647)4784

### 昭和56年以前に建てられた木造住宅など

対象要件の概要

着工時期	昭和45年以前	昭和46年〜昭和56年5月
構造	木造・木造と鉄骨造の混構造	木造(在来軸組工法) ※2階建てまで
用途	戸建て住宅・併用住宅・共同住宅・長屋	
申請者	建物を所有する個人	
耐震性の確認	所有者による 問診	診断士による 簡易耐震診断(無料)

○除却工事の契約前に申請が必要で、契約済みの場合は対象外となります。

○昭和46年〜56年5月末以前に